

日本の安全保障輸出管理制度（概要）

2017年3月9日

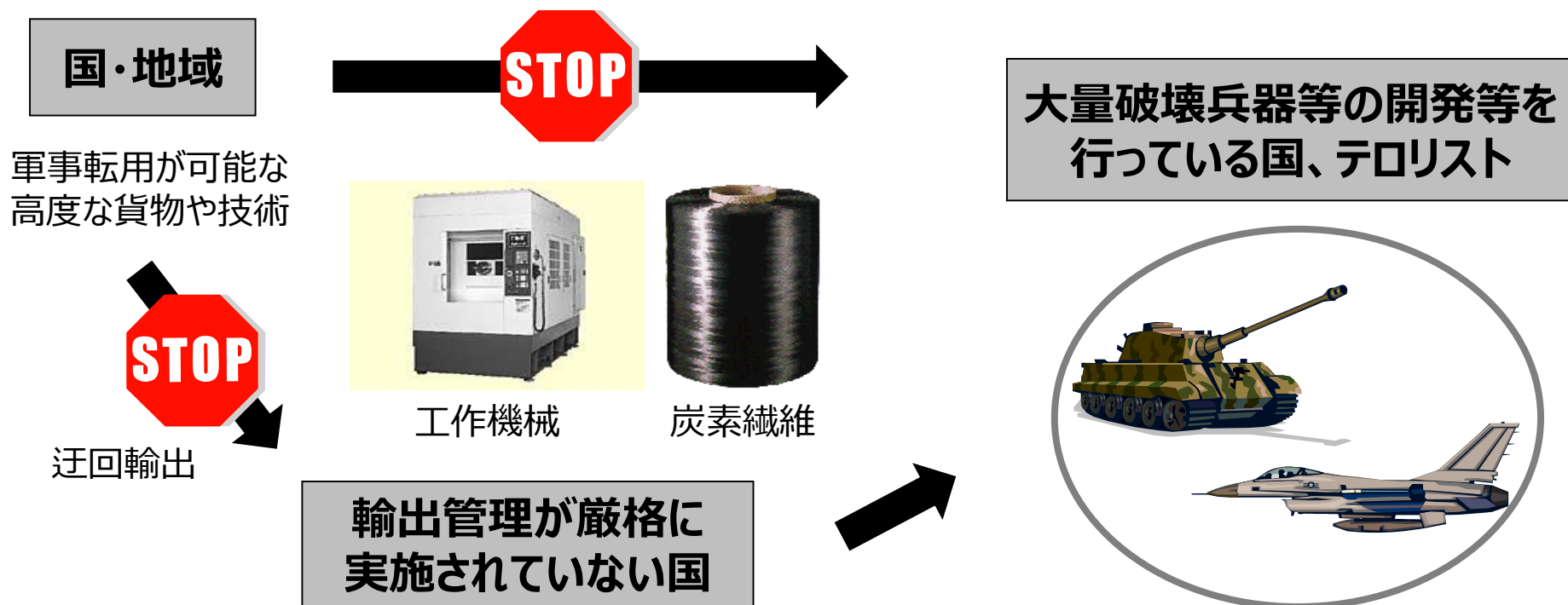
貿易経済協力局 貿易管理部

1. 安全保障輸出管理の重要性

2. 日本の安全保障輸出管理制度の概要

安全保障貿易管理とは

- 高度な貨物や技術が、大量破壊兵器や通常兵器の開発等を行っているような国、テロリスト等に渡った場合、国際的な脅威となり情勢が不安定化。
- 懸念国やテロリストによる大量破壊兵器関連貨物・技術の調達活動は、迂回輸出や別会社を用いるなど巧妙化している。
- それらを未然に防ぐため、国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により、厳格な輸出管理等を推進しており、非参加国においても準拠した取組みを行うことが必要。



安全保障をめぐる課題の深刻化

- テロ活動が全世界で頻発。大量破壊兵器などの使用が現実的になってきている。
- 特に生物・化学兵器は比較的安価で製造が容易。大量破壊兵器の開発等に必要な貨物や技術の多くが汎用品（デュアル・ユース）であり、偽装もできる。

【中東】

- ・平成27年11月、フランス・パリで I S I L による同時多発テロ事件が勃発するとともに、平成28年3月には、ベルギー・ブリュッセルでも連続爆破テロ事件が勃発。
- ・平成28年8月の国連の報告書によると、平成27年8月に I S I L はシリアでマスタードガスを使用した疑い。

【イラン】

- ・平成28年1月、イラン向けの原子力関連品目及びミサイル関連品目の移転について、輸出禁止措置を解除。
- ・一方で、3月中旬には、ミサイルの発射実験を実施。

【北朝鮮】

- ・平成28年1月と9月に、それぞれ4度目と5度目となる核実験を実施。
- ・平成28年2月には、「人工衛星」と称する飛翔体を発射。

汎用品の懸念用途への転用懸念

- 民生用途として輸出した貨物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれがある。

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の製造 	自動車の製造や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の原材料 	金属めっき工程 
ろ過器	細菌兵器製造のための 細菌抽出 	海水の淡水化 
炭素繊維	ミサイルの構造材料 	航空機の構造材料 

安全保障輸出管理に関する日本の経験

- 日本は、1949年に外国為替及び外国貿易管理法（外為法）を制定し、法に基づく安全保障輸出管理を実施。
- 日本の製造事業者が、輸出規制対象となっている製品を虚偽の申請をして不正に輸出したことが判明し、日本製品の不買運動につながった。不正輸出をした製造事業者等の役員は退陣。株主から訴訟を受けるなど、大きな損害を被った。

- 1949年 外国為替及び外国貿易法の施行
- 1952年 戦略的物資輸出調整委員会 (COCOM) に参加



外為法に基づき輸出管理を実施



- 1987年 **日本の工作機械がCOCOM規制対象国に不正に輸出される**

- ✓ 日本の信用失墜
- ✓ 製造事業者等の役員交代
- ✓ 株主代表訴訟



(1987年毎日新聞夕刊)

日本の安全保障輸出管理体制の強化

- 事件後、日本政府と産業界が共に厳格な輸出管理を行うための取組を実施。

■ 政府

- ✓ 管理体制の強化
- ✓ 罰則の強化
- ✓ 公訴時効の延長
- ✓ 輸出管理内部規程（ICP）の普及

■ 産業界

- ✓ ICPの厳格な実施
(海外事務所を含めた社内研修の実施)
- ✓ 自主的取組の実施



信頼回復

安全保障輸出管理の重要性

- ✓ **国際社会の安全保障を確保するために安全保障輸出管理が重要**
 - 厳格な輸出管理を行わなければ、自国だけでなく、政界の安全保障環境に影響を与える

- ✓ **1つの事件だけで国・企業の信用は簡単に失われる**
 - 厳格な輸出管理を行っているという信頼を得ることは企業の投資を促進し、経済発展に繋がる

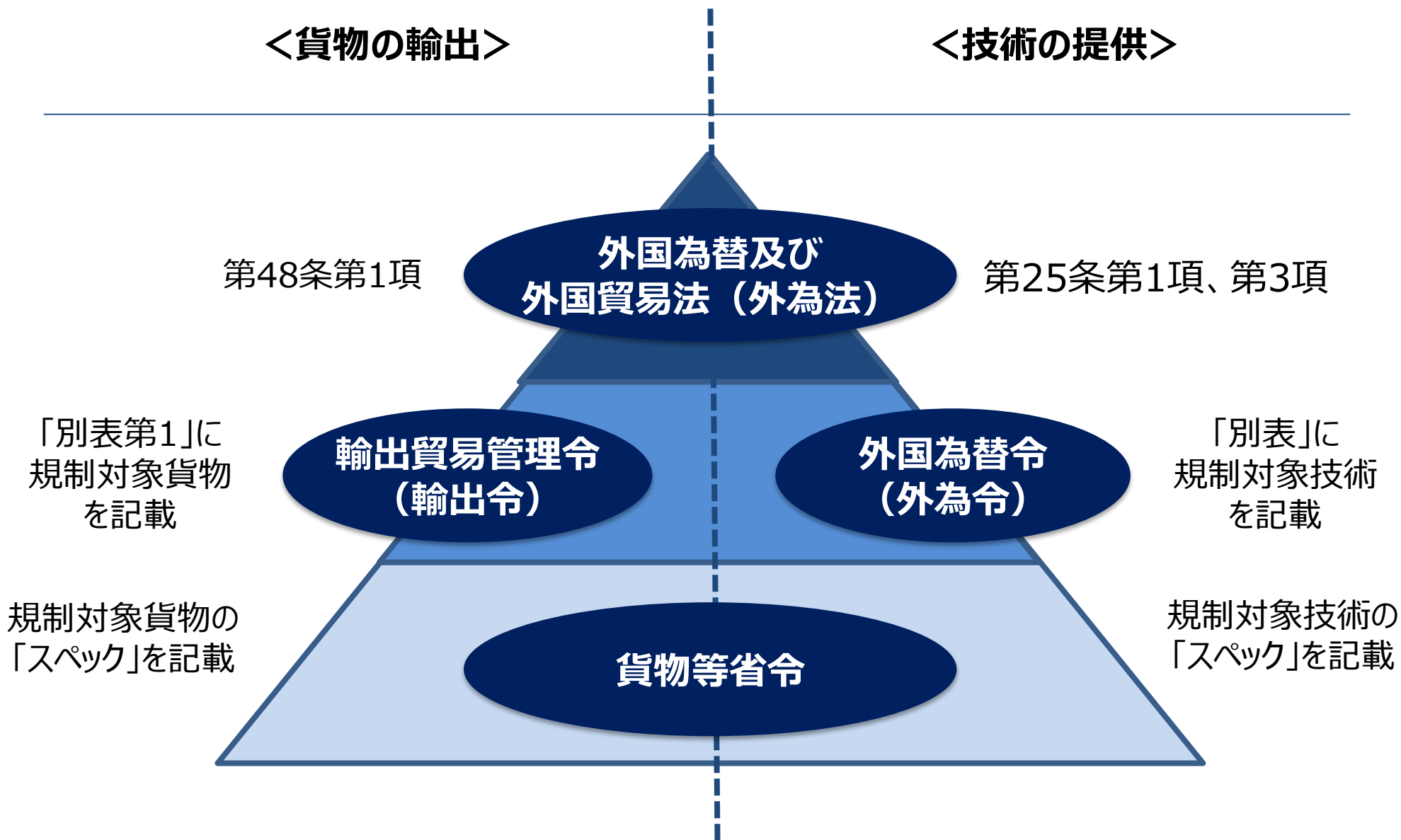
- ✓ **制度があるだけでは不十分であり、厳格な運用が必要**
 - 制度があっても厳格な運用が行われていなければ、制度がないのと同じ

- ✓ **国と産業界の双方の努力が必要**
 - 国の実効的な輸出管理体制の整備が不可欠
 - 国と産業界が協力して管理を行うことが重要
 - 産業界も自主的な取組を行うことが求められる

1. 安全保障輸出管理の重要性

2. 日本の安全保障輸出管理制度の概要

日本の安全保障輸出管理の法体系



外為法に基づくリスト規制

- 国際輸出管理レジームにおける国際的な合意を踏まえ、武器、及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制。
- 輸出しようとする貨物や技術が輸出令・外為令の品目に該当し、貨物等省令に規定された使用に該当する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる。

項	リスト規制	国際輸出管理レジーム
1	武器	WA (ワッセナー・アレンジメント) : 武器
2	汎用品	NSG (原子力供給国会合) : 原子力
3		AG (オーストラリアグループ) : 化学兵器・生物兵器
3-2		
4		MTCR (ミサイル関連貨物技術輸出規制) : ミサイル・ロケット
5 ~ 13		WA : 汎用品・機微品目
14	その他	WA : 軍需品 (1 項に該当するものを除く)
15	汎用品	WA : 機微品目
16	通常兵器・大量破壊兵器	キャッチオール規制

リスト規制とキャッチオール規制

- リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要。

外為法	政令	リスト規制	大量破壊兵器等 キャッチオール	通常兵器 キャッチオール
第48条（貨物）	輸出令	第1項～第15項	第16項	
第25条（技術）	外為令	第1項～第15項	第16項	
		<u>規制品目</u> 武器、機微な汎用品	<u>規制品目</u> リスト規制品目以外の全品目 （食品、木材等を除く）	
		<u>規制される仕向地</u> 全地域	<u>規制される仕向地</u> ホワイト国を除く全ての国	

ホワイト国：輸出管理を厳格に実施している国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

【参考】日本の規制リストとE U規制番号の対比表

- 日本の規制リストとE U規制番号を安全保障貿易情報センター（CISTEC）が作成。（日本語のみ）

http://www.cistec.or.jp/service/eu_taihi.xls

eu_taihi.xls [保護されたビュー] [互換モード] - Microsoft Excel

2項 原子力 貨物等省令第1条(第一号～第六十二号)(平成27(2015)年10月1日施行の貨物等省令・2015年12月25日施行のEU規則・2015年4月21日公示のEU/MLIに準拠)

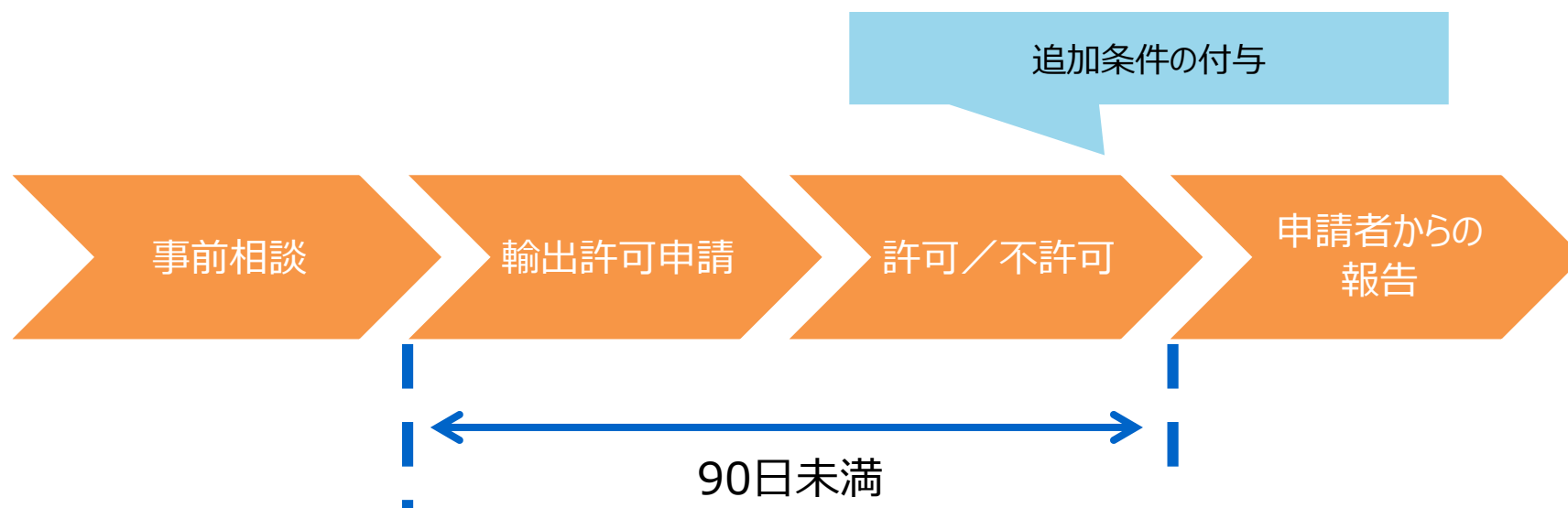
2015年版

注1)「対比用文言」:EU規制番号を特定するために、貨物等省令を細分化する必要がある場合、これを対比用文言と呼び、参考欄に示した。
 貨物等省令にはない文言なので、注意すること。
 注2)「EU規制の差異注意」(英):EU規制が貨物等省令の規制内容と「厳密に一致しないと判断される場合を示す。対比先とされるEU規制番号の使用に注意すること。
 貨物等省令とEU規制のそれぞれの原文により規制内容を精査すること。
 注3)エクセルの一つのセルに記入できる文字数に制限があるため、必要に応じ「文字制御」により、セル分割などと記して、行を分けた。
 注4)貨物等省令行は号番号が変わる毎にセル下地色を変えた。

日EU別	貨物等省令						EU規制番号		貨物等省令文言(全文)	参考		EU規制の差異注意(英)(注2)
	政令	条	項	号	イロハ	細番	5桁	細番		対比用文言(注1)	EU規制文言(英文)	
1日	2	1	1						輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の2の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。			
2日	2(1)	1	1	ー			00001 00002 10012		核燃料物質又は核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの			
3EU	2(1)	1	1	ー			00001				“Natural uranium” or “depleted uranium” or thorium in the form of metal, alloy, chemical compound or concentrate and any other material containing one or more of the foregoing;	
4EU	2(1)	1	1	ー			00002				“Natural uranium” (0) means uranium containing the mixtures of isotopes occurring in nature. “Depleted uranium” (0) means uranium depleted in the isotope 235 below that occurring in nature. “Special fissile materials”	
5EU	2(1)	1	1	ー			10012				“Special fissile material” (0) means plutonium-239, uranium-233, “uranium enriched in the isotopes 235 or 233”, and any material containing the foregoing. Materials as follows: a. Plutonium in any form with a plutonium isotopic assay of plutonium-238 of more than 50 % by weight; Note: 10012 a. does not control: a. Shipments with a plutonium content of 1 g or less; b. Shipments of 3 “effective grammes” or less when contained in a sensing component in instruments.	
6日	2(1)	1	1	ー	イ		00001 00002		ウラン又はその化合物			

審査プロセス

- 輸出者は、輸出品目が法令で規制されているものか否かを判定する（該非判定）責任を負っている。該非判定の結果、リスト規制品目であると分かった場合は、経済産業省に許可申請をしなければならない。
- 経済産業省は、許可申請について最終用途やエンドユーザーの適切さ等を確認し、許可又は不許可を判断する。輸出許可の際、追加的な条件が課される場合がある。



包括許可の種類

個別許可

➤ 取引毎の輸出許可

包括許可

➤ 3年の期間、複数の取引に有効
 ➤ 輸出者の自主的な輸出管理が前提

一般包括許可

- ホワイト国（27カ国）向けを限定とした、貨物・技術の機微度が比較的低い品目

特別一般包括許可

- 一定の仕向地（非ホワイト国を含む）・貨物・技術の機微度が比較的低い品目の組み合わせに適用される
- 輸出管理内部規程（ICP）の実施及び事前検査が要件

特定包括許可

- 継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出
- 輸出管理内部規程（ICP）の実施及び事前検査が要件

特定子会社包括許可

- 企業の海外子会社向けに対する一定の品目の輸出
- 輸出管理内部規程（ICP）の実施及び事前検査が要件

【参考】 外国ユーザーリスト（2016年3月29日改正）

- 経済産業省は、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念されている企業・組織を掲載した「外国ユーザーリスト」を公表。
- 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要。
- リストは毎年更新されるので、最新情報を確認して輸出管理することが必要。

国別の掲載企業・組織数

イラン	221
北朝鮮	127
パキスタン	34
中国	44
シリア	18
インド	4
アラブ首長国連邦	6
アフガニスタン	2
台湾	1
イスラエル	2
香港	3
合計	462

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核 N

}

461	香港 Hong Kong	Leader (Hong Kong) International	<ul style="list-style-type: none"> • Leader (Hong Kong) International Trading Limited • Leader International Trading Limited 	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
462	香港 Hong Kong	Reekay Technology Limited		ミサイル、核 M,N

違反に対する罰則

- 規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供 してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

最大 { 10年以下の懲役
1000万円以下の罰金

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの
違反企業に対する警告

法律以外の影響

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。
公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。